

保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会について

〔保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会の設置〕

1. 目的

札幌地方裁判所 令和5年(モ)第10040号証拠保全申立事件に係る市保健福祉部障がい福祉課の対応について調査及び事実確認を行うため、保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会（以下「委員会」という。）の設置をする。

2. 構成する委員

構成委員は、次に掲げる職にある者で構成する。

(1) 総務部長

(2) 総務部次長（人事担当）

(3) 子ども未来部えにわっこ応援センター長

(4) 生活環境部生活環境課主査（市民生活担当）

3. 委員長は総務部長とし、副委員長は総務部次長（人事担当）をもって充てる。

4. 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

5. 委員会は、事案について事実関係を調査するとともに対応措置を審議する。

6. 委員会は、必要があると認めるときは、関与した職員及び関係者に対し、会議への出席を求めて説明若しくは意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

7. 委員長は、事実関係の調査結果を速やかに市長に報告する。

8. 委員会の任期については、令和5年3月24日から調査が終了するまでとする。

9. 委員会は、公開しない。

10. 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

〔保健福祉部障がい福祉課事案調査委員会の委員〕

(令和5年4月1日現在)

役 職	氏 名
総務部長	広 中 敦
総務部次長（人事担当）	池 田 雄
子ども未来部えにわっこ応援センター長	高 橋 明 子
生活環境部生活環境課主査 (市民生活担当)	加賀谷 隆 志